

令和6年11月3日

担当：島根県家畜伝染病防疫対策本部
広報報道班（農山漁村振興課）藤江、加藤
TEL 0852-22-6716
FAX 0852-22-5914
メール nosan@pref.shimane.lg.jp

高病原性鳥インフルエンザ 殺処分・防疫措置完了見込みの変更等について

このことについて、以下のとおりお知らせします。

- 1 これまでの疑似患畜の殺処分について
 - ・ 本日17:00までに、計216,994羽を殺処分
- 2 殺処分・防疫措置完了見込みの変更について

11月1日（金）午後から2日（土）にかけての大雨のため、この間、殺処分の体制を大幅に縮小しました。

殺処分作業は、本日3日（日）0時から再開しましたが、作業の困難性から想定以上に時間を要しています。

このため、殺処分終了は8日（金）以降、防疫措置完了は11日（月）以降となる見込みです。

なお、鳥インフルエンザ発生鶏舎及び隣接鶏舎は既に殺処分を終えております。
- 3 県民の皆様へのお願い
 - (1) 我が国の現状において、鶏卵、鶏肉を食べることにより、鳥インフルエンザがヒトに感染する可能性はありません。
 - (2) また、発生農場では徹底した防疫措置がとられ、本病に感染した鶏肉や鶏卵が市場に出回ることはありません。
- 4 報道機関へのお願い
 - (1) 現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれがあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、農場の敷地内に立ち入って取材することは厳に慎むようご協力をお願いいたします。また、ヘリコプターやドローンを使用する際の取材はプライバシーを侵害しかねず、防疫作業の妨げとなるため、厳に慎むようお願いいたします。
 - (2) 今後、定期的に本病に関する情報を提供しますので、根拠のない噂などにより混乱することがないように、ご協力をお願いいたします。

注）毎日、午前10時頃に情報提供（報道発表）予定

防疫措置に関するお問い合わせ先：農林水産部畜産課（0852-22-6022）